

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく道路の指定（案）」の
パブリックコメント集約結果

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく道路の指定（案）」について、「倉敷市パブリックコメント手続要綱（平成21年12月8日告示第683号）」に基づき市民の皆様から広く意見を募集しましたが、その結果は次のとおりです。

記

1 意見等の件数

0人 0件

2 意見を募集した案件

意見募集時の公開資料については、次ページ以降をご覧ください。

3 今後の予定

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく道路の指定を進めていきます。

4 参考

意見募集期間 平成29年5月1日（月）～6月1日（木）

（担当課）

倉敷市建設局建築部建築指導課

パブリックコメント要約版

1 案件名
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく道路の指定(案)
2 募集期間
平成29年5月1日(月)～平成29年6月1日(木)
3 趣旨
「建築物の耐震改修の促進に関する法律」では、建築物が地震によって倒壊等により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため、都道府県及び市町村は地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することができることとされています。このことから、本市では、当該道路を指定し、沿道建築物の耐震診断の義務等を課し、耐震診断費用の補助等を行うことにより、沿道建築物の耐震化の促進を図るため、市民の皆様の御意見を募集します。
4 資料閲覧場所
・建築指導課 ・情報公開室 ・児島・玉島・水島支所の総務課、真備支所市民課、庄・茶屋町・船穂支所 ・建築指導課ホームページ
5 提出方法
(1)窓口への提出 ・提出先 上記「4 資料閲覧場所」まで ・提出時間 土曜、日曜、祝日を除く8時30分～17時15分 (2)郵送 ・郵送先 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市建設局建築部建築指導課 6月1日消印有効 (3) F A X (086-421-1600) (4) Eメール(cnguid@city.kurashiki.okayama.jp)
6 問合せ先
倉敷市建設局建築部建築指導課 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 本庁7階 T E L : 086-426-3501 F A X : 086-421-1600 E-mail : cnguid@city.kurashiki.okayama.jp

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく道路の指定（案）について

1 概要

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）では、建築物が地震による倒壊等により、道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難が困難となることを防止するため、都道府県及び市町村は地震発生時に通行を確保すべき道路を指定することができることとされています。このことから、本市では、当該道路を指定し、沿道建築物の耐震診断の義務等を課し、耐震診断費用の補助等を行うことにより、沿道建築物の耐震化の促進を図るものです。

2 法に基づく道路の指定について

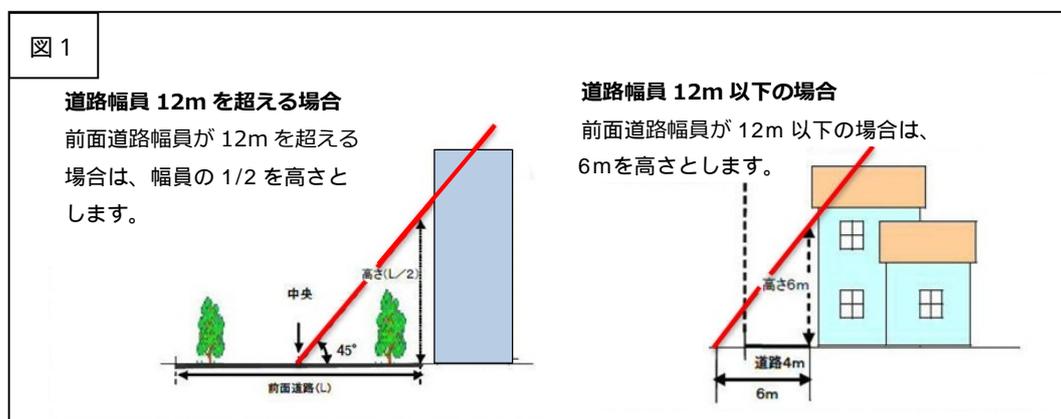
(1) 沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路

ア 指定箇所

第1次防災拠点及び災害時の拠点を連絡する主要幹線（別図1）

イ 当該道路に係る規制

(ア) 対象建築物・・・図1の斜線の掛かる沿道建築物で耐震性が不明なもの



(イ) 規制内容・・・耐震診断の義務及び診断結果の公表，耐震化への努力義務

ウ 耐震診断の補助制度 耐震診断に係る費用の10/10を補助(上限額あり)

(2) 沿道建築物の耐震診断の努力等を行う道路

ア 指定箇所

(ア) 「倉敷市地域防災計画」により指定する第1次～第3次緊急輸送道路

(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路を除く。)

(イ) その他市長が指定する道路

イ 当該道路に係る規制

(ア) 対象建築物・・・図1の斜線の掛かる沿道建築物で耐震性が不明なもの

(イ) 規制内容・・・耐震診断の努力義務，耐震化への努力義務

ウ 耐震診断の補助制度 耐震診断に係る費用の2 / 3を補助(上限額300万円/件)

■ 指定する道路の一覧(案)

別表1

耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)

路線	区間	緊急輸送道路区分
国道2号の一部	倉敷市内の区間	第1次緊急輸送道路
国道429号の一部	倉敷IC～平田交差点経由～市道三田五軒屋海岸通2号線交差 浜ノ茶屋交差点～大島交差点	第1次緊急輸送道路
国道430号の一部	広江1丁目交差点～開進橋交差点	第1次緊急輸送道路
県道21号岡山児島線の一部	水島インター西交差点～水島IC	第1次緊急輸送道路
県道22号倉敷玉野線の一部	大島交差点～市道旭町西田線交差	第1次緊急輸送道路
県道24号倉敷清音線の一部	市道三田五軒屋海岸通2号線交差～市道寿町17号線交差	第1次緊急輸送道路
県道54号線倉敷美袋線の一部	玉島IC～国道2号交差	第1次緊急輸送道路
県道60号倉敷笠岡線の一部	市道三田五軒屋海岸通2号線交差～老松西交差点	第1次緊急輸送道路
県道62号玉野福田線の一部	水島インター西交差点～広江1丁目交差点	第1次緊急輸送道路
県道162号岡山倉敷線の一部	松島交差点～中庄駅入口交差点	第2次緊急輸送道路
県道274号藤戸連島線の一部	県道275号福田老松線交差～市道三田五軒屋海岸通4号線交差	第1次緊急輸送道路
県道275号福田老松線の一部	大高交差点～県道274号藤戸連島線交差	第1次緊急輸送道路
市道駅前古城池震橋線の一部	倉商東交差点～笹沖交差点	第1次緊急輸送道路
市道羽島四十瀬線	市道三田五軒屋海岸通3号線交差～小町トンネル経由～市道生坂二日 市線交差	第1次緊急輸送道路
市道生坂二日市線	市道羽島四十瀬線交差～市道三田五軒屋海岸通1号線交差	第1次緊急輸送道路
市道三田五軒屋海岸通1号線	市道富本町三田線交差～平田交差点	第1次緊急輸送道路
市道酒津大島1号線の一部	浜ノ茶屋北交差点～浜ノ茶屋交差点	第1次緊急輸送道路
市道三田五軒屋海岸通2号線	国道429号線交差～県道60号倉敷笠岡線交差	第1次緊急輸送道路
市道寿町17号線	県道24号倉敷清音線交差～市道寿町11号線交差	第1次緊急輸送道路
市道富本町三田線の一部	二子西交差点～市道三田五軒屋海岸通1号線交差	第1次緊急輸送道路
市道三軒地大砂線	二子西交差点～松島交差点	第3次緊急輸送道路
市道旭町西田線	県道22号倉敷玉野線交差～市道生坂二日市線交差	
市道三田五軒屋海岸通3号線	老松西交差点～大高交差点	第1次緊急輸送道路
市道三田五軒屋海岸通4号線	県道274号藤戸連島線交差～川崎通1丁目交差点	第1次緊急輸送道路
市道三田五軒屋海岸通6号線	川崎通1丁目交差点～開進橋交差点	第1次緊急輸送道路
市道三田五軒屋海岸通5号線	開進橋交差点～水島臨港道路(水島地区)交差	第1次緊急輸送道路
市道北畝南畝線の一部	中畝7丁目交差点～市道五軒屋王島線交差	南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動 に関する計画に定める 緊急輸送ルート
市道五軒屋王島線	市道北畝南畝線交差～潮通3丁目(JXTG水島製油所)	南海トラフ地震における 具体的な応急対策活動 に関する計画に定める 緊急輸送ルート
市道堀貫線の一部	国道2号線交差～坂田町交差点	第1次緊急輸送道路
水島港臨港道路(水島地区)(西幹線港湾道路)	市道三田五軒屋海岸通5号線交差～水島港(水島地区)	第1次緊急輸送道路
水島港臨港道路(玉島地区) (位置指定道路H17-67の一部,H19-15)	坂田町交差点～水島港(玉島地区東側)	第1次緊急輸送道路
水島港臨港道路(玉島地区)	玉島ハーバーブリッジ北の交差点～水島港(玉島地区西側)	第1次緊急輸送道路

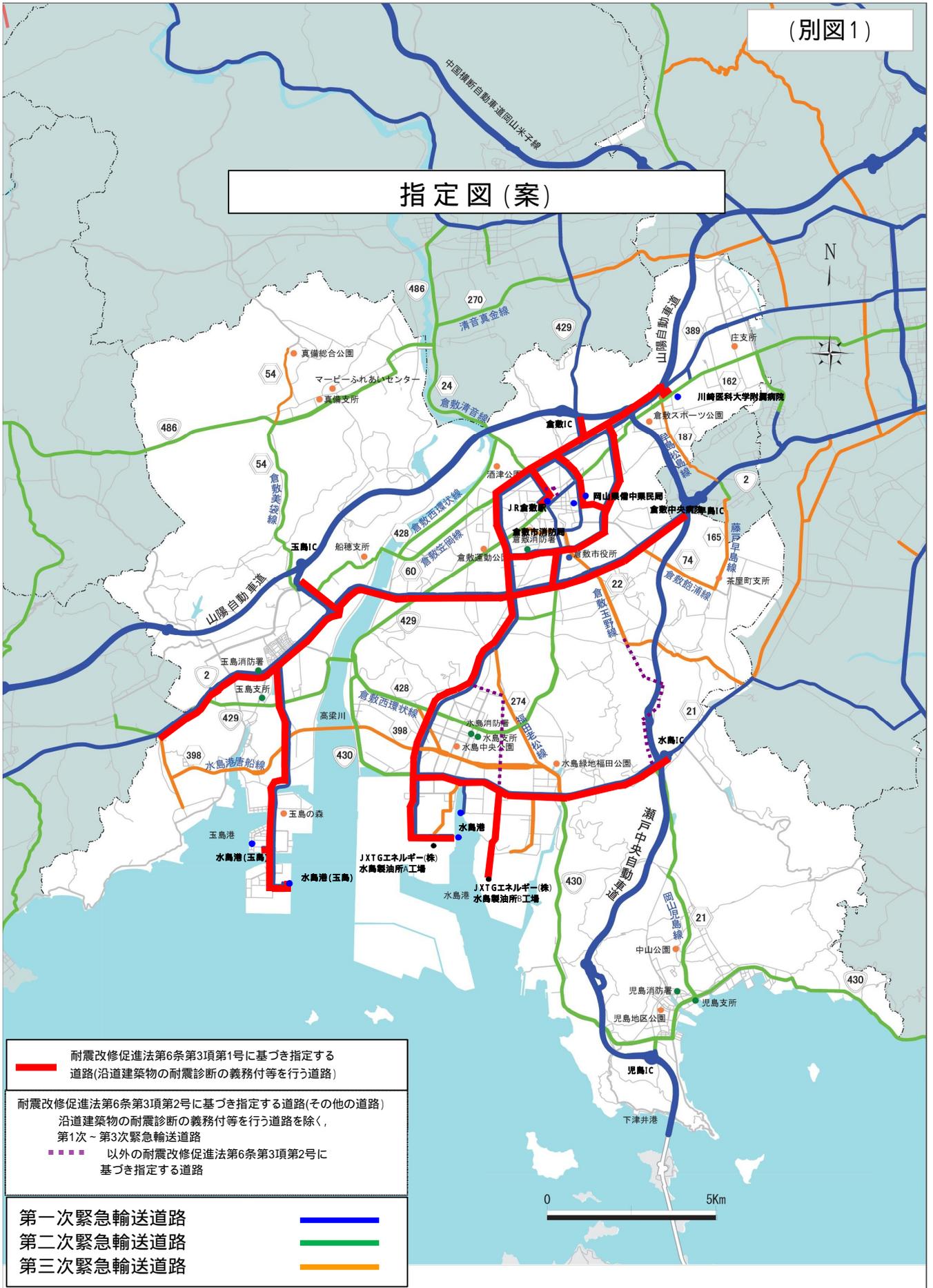
■指定する道路の一覧(案)

別表2

耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく道路(沿道建築物の耐震診断の努力等を行う道路)

路線	区間
第1次～第3次緊急輸送道路(ただし、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく道路(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)を除く。)	
県道24号線倉敷清音線の一部	市道寿町17号線～昭和町交差点
市道船倉曾原線の一部	粒江小東交差点～市道粒江福江線交差
市道粒江福江線の一部	市道船倉曾原線交差～水島インター西交差点
市道曾原97号線	市道粒江福江線交差～水島インター西交差点
市道連島呼松線	大江交差点～市道北畝南畝線交差
市道北畝南畝線の一部	市道連島呼松線交差～中畝7丁目交差点

指定図(案)



 耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づき指定する道路(沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路)
耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき指定する道路(その他の道路) 沿道建築物の耐震診断の義務付等を行う道路を除く、 第1次～第3次緊急輸送道路  以外の耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づき指定する道路
第一次緊急輸送道路 
第二次緊急輸送道路 
第三次緊急輸送道路 

建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号） 抜粋

（都道府県耐震改修促進計画）

第五条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 ~略~

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 ~略~

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（相当数の建築物が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する道路その他国土交通省令で定める道路（以下「建築物集合地域通過道路等」という。）に限る。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物（地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物（第十四条第三号において「通行障害建築物」という。）であって既存耐震不適格建築物であるものをいう。以下同じ。）について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限る。）に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

三 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路（建築物集合地域通過道路等を除く。）の通行を妨げ、市町村の区域を越える相当多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

四~五 ~略~

4~7 ~略~

(市町村耐震改修促進計画)

第六条 市町村は、都道府県耐震改修促進計画に基づき、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「市町村耐震改修促進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 ~略~

3 市町村は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等に限る。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物について、耐震診断を行わせ、又はその促進を図り、及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項及び当該通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。)に係る耐震診断の結果の報告の期限に関する事項

二 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

4 ~ 5 ~略~

(要安全確認計画記載建築物の所有者の耐震診断の義務)

第七条 次に掲げる建築物(以下「要安全確認計画記載建築物」という。)の所有者は、当該要安全確認計画記載建築物について、国土交通省令で定めるところにより、耐震診断を行い、その結果を、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに所管行政庁に報告しなければならない。

一 ~略~

二 その敷地が第五条第三項第二号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物(耐震不明建築物であるものに限る。) 同号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された期限

三 その敷地が前条第三項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接する通行障害既存耐震不適格建築物（耐震不明建築物であるものに限り、前号に掲げる建築物であるものを除く。）同項第一号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された期限

（耐震診断の結果の公表）

第九条 所管行政庁は、第七条の規定による報告を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。前条第三項の規定により耐震診断を行い、又は行わせたときも、同様とする。

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第十条 都道府県は、第七条第二号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

2 市町村は、第七条第三号に掲げる建築物の所有者から申請があったときは、国土交通省令で定めるところにより、同条の規定により行われた耐震診断の実施に要する費用を負担しなければならない。

（一定の既存耐震不適格建築物の所有者の努力等）

第十六条 要安全確認計画記載建築物及び特定既存耐震不適格建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、当該既存耐震不適格建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成7年政令第429号）抜粋

（耐震不明建築物の要件）

第三条 法第五条第三項第一号の政令で定めるその地震に対する安全性が明らかでない建築物は、昭和五十六年五月三十一日以前に新築の工事に着手したものとする。ただし、同年六月一日以後に増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事（次に掲げるものを除く。）に着手し、建築基準法第七条第五項、第七条の二第五項又は第十八条第十六項の規定による検査済証の交付（以下この条において単に「検査済証の交付」という。）を受けたもの（建築基準法施行令第百三十七条の十四第一号に定める建築物の部分（以下この条において「独立部分」という。）が二以上ある建築物にあつては、当該二以上の独立部分の全部について同日以後にこれらの工事に着手し、検査済証の交付を受けたものに限る。）を除く。

- 一 建築基準法第八十六条の八第一項の規定による認定を受けた全体計画に係る二以上の工事のうち最後の工事以外の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替の工事
- 二 建築基準法施行令第百三十七条の二第四号に該当する増築又は改築の工事
- 三 建築基準法施行令第百三十七条の十二第一項に規定する範囲内の大規模の修繕又は大規模の模様替の工事

（平二五政二九四・追加）

（通行障害建築物の要件）

第四条 法第五条第三項第二号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離（これによることが不適當である場合として国土交通省令で定める場合においては、当該幅員が十二メートル以下のときは六メートルを超える範囲において、当該幅員が十二メートルを超えるときは六メートル以上の範囲において、国土交通省令で定める距離）を加えたものを超える建築物とする。

- 一 十二メートル以下の場合 六メートル
- 二 十二メートルを超える場合 前面道路の幅員の二分の一に相当する距離

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）抜粋

（通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断に要する費用の負担）

第二十三条 法第十条第一項の規定により都道府県が負担する費用の額は、法第七条第二号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は市町村の補助に相当する額を除いた額を限度とする。

2 法第十条第二項の規定により市町村が負担する費用の額は、法第七条第三号に掲げる建築物の耐震診断の実施に要する標準的な費用として国土交通大臣が定める額から国又は都道府県の補助に相当する額を除いた額を限度とする。